

令和7年度  
上尾市の産業振興に関する  
提言書

上尾市産業振興会議

# 目 次

1	はじめに .....	1
2	上尾市産業振興ビジョンについて .....	2
(1)	上尾市産業振興ビジョンの趣旨 .....	2
(2)	上尾市産業振興会議について .....	2
(3)	産業における将来像及び施策の体系 .....	3
3	令和8年度の産業振興に向けた提言 .....	4
(1)	令和7年度の提言 .....	4
(2)	提言の検討過程 .....	6
4	令和6～7年度に実施した（している）施策 .....	15
(1)	令和6年度に実施した施策と委員の意見 .....	15
(2)	令和7年度に実施している施策と委員の意見 .....	18
5	第2次上尾市産業振興ビジョン策定に向けて .....	21
	上尾市産業振興会議設置要綱 .....	23
	令和6～7年度上尾市産業振興会議の経過 .....	25
	上尾市産業振興会議委員名簿 .....	26

## 1 はじめに

平成26年3月に策定された「上尾市産業振興ビジョン」は、本市における産業振興の将来像や基本方針、進むべき方向性を示したもので。このビジョンの実現に向け、平成26年度には「上尾市産業振興会議」を設置し、それ以降、産業振興に関する取り組みの方向性について活発に議論を重ねており、新たな事業展開を目指して、意見交換や提案を積極的に行ってます。また、来年3月には、次期ビジョンの策定を予定しており、当会議で協議・検討を進めているところです。

中小・小規模事業者を取り巻く環境は、円安や物価高騰、金利の上昇による生産・投資コストの増加に加え、少子高齢化や働き方改革等による人手不足など、依然として厳しい状況が続いている。地方自治体においては、地域企業の実情に応じた独自の支援策を展開することに加え、国や県の施策を補完する取り組みがより一層求められます。

令和6年度の当会議では、前年度に引き続き「中小企業支援」と「地産地消とにぎわいづくり」をテーマとし、それぞれの現状や課題を整理した上で、必要な施策の方向性について検討しました。特に、地産地消とにぎわいづくりについては、新規就農者支援を中心とした施策の展開や事業者間のマッチング、中心市街地の活性化に向けたリプランニングなどについて議論しています。

今後も、市民、事業者、関係機関、そして行政が一体となり、経済状況の変化に柔軟に対応しつつ、産業振興施策の充実に向けた議論や多様な提案を積極的に続けてまいります。

ここに、令和6～7年度の上尾市産業振興会議の活動経過や検討内容を報告するとともに、これらの検討結果を踏まえ、今後の産業振興施策について提言いたします。

市当局におかれましては、産業振興の重要性とその必要性をご理解いただき、施策の具体化と迅速な実施について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年8月

上尾市産業振興会議

## 2 上尾市産業振興ビジョンについて

### (1) 上尾市産業振興ビジョンの趣旨

わが国における人口減少と少子高齢化がもたらす税収減と社会保障費の増加により、地方自治体の行財政運営は一層厳しさを増しており、上尾市においても行政運営や行政サービスの在り方などに大きく影響することが懸念されています。

こうした状況を受け、市では「第5次上尾市総合計画」に掲げた「たくましい都市活力づくり」の実現に向け、産業振興における個別のビジョンとして「上尾市産業振興ビジョン」を平成26年3月に策定しました。

本ビジョンでは、「農業・商業・工業・観光」をはじめ、それに関連する様々な分野を「産業」と位置づけ、概ね10年間を目指として、市内産業振興における将来像や基本方針、進むべき方向性を示しています。

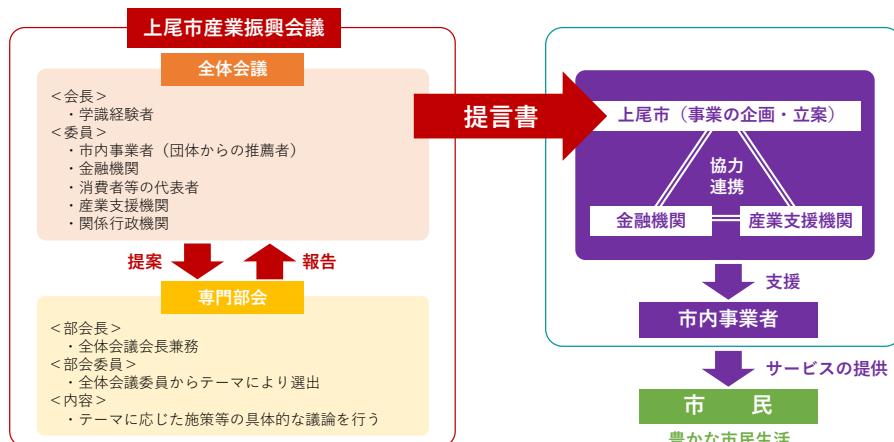
本ビジョンの特徴としては、ビジョンの実現に向けた推進体制の構築に重点を置くこと、産業振興に関わる主体の役割を示していること、社会情勢や国などの施策動向の変化に柔軟に対応していくという点が挙げられます。

### (2) 上尾市産業振興会議について

産業振興ビジョンの実現に向けた推進体制として、「上尾市産業振興会議」を設置しました。この会議は、委員全員による全体会議に加え、より具体的に実現可能な産業振興施策の検討を行うための専門部会を設置し、相互に連携を図りながら議論した内容に基づき、市への提言を行います（図1）。※専門部会は令和3年度より休止

平成26年度の設置当初から「中小企業支援」と「地産地消とにぎわいづくり」をテーマとして2つの専門部会を設置し、引き続き検討を行っています。

図1 推進体制の組織図



### (3) 産業における将来像及び施策の体系

産業振興ビジョンにおける将来像と施策の体系は、以下のとおりです。この体系に基づき、産業振興施策の実施や検討を行っていきます。

#### 将来像

交流と連携でつくる、多彩な産業がキラリと光るまち あげお

<施策の体系>

基本方針	施 策
1 既存の産業のバージョンアップ	<ul style="list-style-type: none"><li>① 経営・技術支援</li><li>② 後継者の育成</li><li>③ 起業・新規事業者支援</li><li>④ 振興基盤の整備</li></ul>
2 新たな交流・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>① 多様な交流・連携基盤の整備と強化</li><li>② 連携による新たな事業展開</li><li>③ 市民・地域との交流・連携</li></ul>
3 ブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>① 新たな魅力や地域資源の発掘・開発</li><li>② 普及・ブランド化の促進</li></ul>

### 3 令和8年度の産業振興に向けた提言

#### (1) 令和7年度の提言

上尾市産業振興会議では、平成26年度から継続して「中小企業支援」と「地産地消とにぎわいづくり」をテーマに検討を行っており、令和6～7年度も全体会議において議論を行ってきました。

「中小企業支援」の分野においては、物価・賃金・借入金利の上昇や人手不足など、中小・小規模事業者が直面する状況は依然として厳しく、事業者のニーズに細やかに対応する施策が求められること、また、市内産業の持続的な発展を支えるため、企業立地や事業拡大に対応できるよう市内の立地状況について把握することが求められることから、提言の方針を「産業の持続的発展を支援する取組の拡充」と定めました。

「地産地消とにぎわいづくり」の分野においては、令和6年度に策定した地域計画や農業者アンケートの結果をもとに、ニーズに即した支援策を展開する必要があること、また、新たな担い手の育成や収益確保や販路拡大に向けた施策の推進が求められること、さらに、中心市街地の活性化を促進するため、利用者の属性を鑑みた施策の展開が求められることから、提言の方針を「ニーズに即した農業支援策とにぎわいのリプランニング」と定めました。

#### 提言1 産業の持続的発展を支援する取組の拡充

- ① 経営改善につながる支援体制の充実
- ② 事業者のニーズに細やかに対応する施策の継続展開  
(DX・SDGs・創業・技能士育成等)
- ③ 企業立地や事業拡大の推進に向けた産業候補地の把握

増収に向けた経営手法や、生産性向上のノウハウなどを習得するための知識の支援を充実させるとともに、補助金や助成金の申請に係る伴走型支援など、事業者が不得手とする分野の支援を強化する必要があります。

また、市内産業の持続的な発展を支えるためには、AIやIT機器などの最新技術による省力化を進めるDX導入支援やSDGs・カーボンニュートラルへの取組支援、産業基盤の維持に向けた創業支援、技術の向上及び継承を図る技能士育成支援を継続展開すること、さらには、市外からの進出や市内での拡張を希望する企業のニーズに応えるため、産業候補地の活用状況の把握が必要であると考えます。

### 【提言書につながる委員・オブザーバーからの意見】

- 経済全体の課題は総括的に捉えることができるが、事業者毎に課題はそれぞれ異なっている。個々の事業者の強みと弱みを把握し解決していく必要があると思う。中小企業サポートセンターの更なる活用と個別の支援を進めていくとよいのではないか。
- 近年、女性創業の機運が高まっている。SDGs やカーボンニュートラルについては、中小企業が取り組むことのメリットと取り組まないことによるデメリットを普及啓発し、新たな社会課題に取り組む意識を醸成していく必要がある。
- 立地に適している土地の活用について俯瞰的な視点から検討が必要ではないか。

## 提言2 ニーズに即した農業支援策とにぎわいのリプランニング

① 農業の新たな担い手の育成と収益確保に向けた支援

② 他業種連携（マッチング）の推進

③ 中心市街地の利用者の属性等を考慮したにぎわい創出

担い手不足と遊休農地を解消し、農産物生産量の増加を目指すため、新たな担い手の育成を支援するとともに、農業における収益確保に向けた支援策を展開する必要があります。

また、地産地消と販路拡大を推進するため、農家と飲食店や学校給食とのマッチングを引き続き展開するとともに、より広く他業種連携の推進が求められます。

中心市街地のにぎわいを創出するためには、串ぎょうざフェスや軽トラ・ファーマーズマーケットなど、中心市街地におけるにぎわいを創出するイベントを継続展開するとともに、世代や趣味・嗜好など、利用者の属性等を反映したプランニングを図ることが有効と考えます。

### 【提言書につながる委員・オブザーバーからの意見】

- 新規就農に至っても収入が伴わなければ2・3年で辞めてしまう人もいる。農業単体で生活できるようになる政策を検討できないか。
- 形の悪い野菜は市場には出せない。加工用として上尾串ぎょうざなどで活用できる仕組みができるべきだと思う。
- 中心市街地活性化に向けた事業（イベント等）においては、ポイントとなる拠点に人が滞留し、近隣の店舗がにぎわうような展開を検討すべきである。

## (2) 提言の検討過程

前述のとおり、令和6～7年度は「全体会議」のみ開催し、2つの提言を策定しました。策定に至るまでのプロセスは下図のとおりです。

図2 提言策定までのプロセス



はじめに、令和6年度の第1回会議において、前年度より検討を進めていた令和6年度の提言の内容について、「中小企業支援」、「地産地消とにぎわいづくり」の観点から事務局より案の提示があり、令和7年度の施策の方向性について協議しました。

次の第2回会議では、令和6年度提言書の最終案が提示され、内容について最終確認を行いました。また、次期ビジョン策定に向けた事業者アンケートに盛り込むべき内容やヒアリング先について協議しました。

第3回会議では、令和6年度提言書に基づく施策（令和7年度当初予算要求）について、事務局より説明があり、その内容について質疑応答が交わされました。また、令和7年度の提言書の方向性と議論すべき課題について、引き続き「中小企業支援」、「地産地消とにぎわいづくり」の観点から、より具体的な施策案について議論を進めました。また、次期ビジョン策定に係る事業者アンケートの最終案について事務局より提示があり、内容について協議しました。

第4回会議においては、事務局より令和6～7年度に実施した（する）産業振興施策について実績及び概要報告の他、令和7年度以降に求められる産業振興施策及び提言のアウトラインについて、より具体的な検討を進めました。また、速報版として事業者アンケートの結果報告及び考察の説明、本市の産業の現状と課題の説明、ビジョン策定に係る本市の強みや弱みの分析手法について事務局より説明があり、ビジョン体系骨子案作成に向けた協議を行いました。

令和7年度の第1回会議では、令和7年度提言（案）が示され、令和8年度の施策の方向性について協議しました。これまでの会議で提出された委員・オブザーバーの意見を踏まえながら、次期ビジョン策定に係る事業者アンケートの結果や、国・県が実施している施策との整合性・差別化を図りつつ、求められる実現可能な「独自施策の方向性」を導き出し、提言の内容を前述のとおりまとめました。また、次期ビジョンの目指すべき方向性の仮説と客観的なデータから抽出されたSWOT分析結果を照合し導き出されたビジョン体系骨子案について検討しました。

令和7年度の第2回会議では、提言の内容について最終的な確認を行いました。また、次期ビジョンの概要案と主要施策について事務局より提示があり協議しました。

#### 【会議における委員・オブザーバーからの意見】

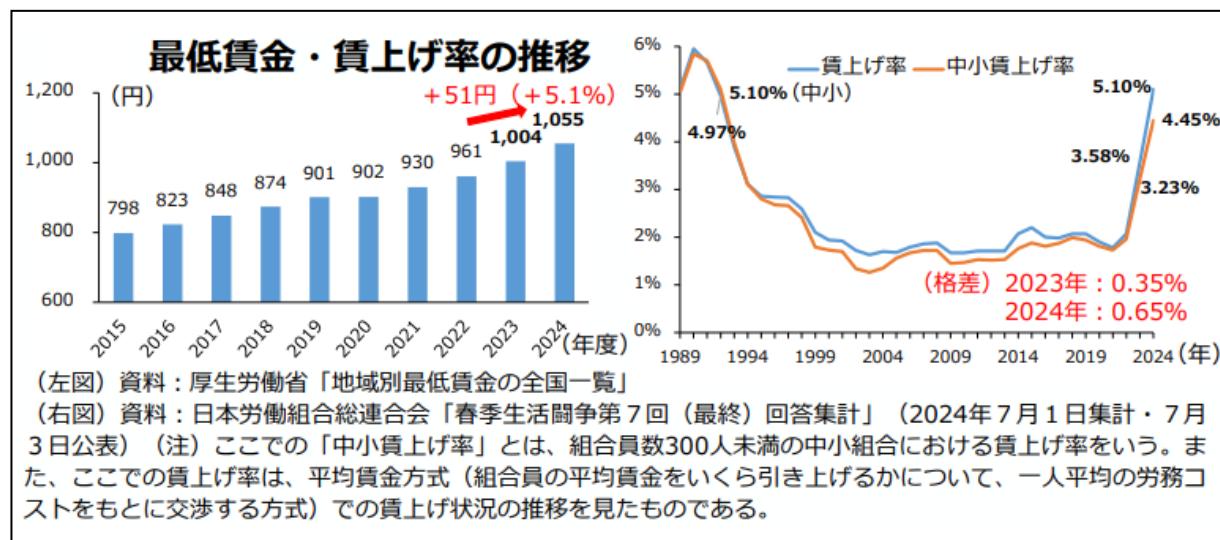
- 人手不足や労働力不足については、市民が地元の会社に勤め、地元を生活の基盤として対策できるのではないか。そのためには、市民が地元の会社を見学する機会をつくり、どのような物を作っているのかを知ることや、会社情報を提供する場を設けることも必要だと思う。
- 産業の振興は、住みやすさや住民の増減などに影響し、すべての住民の生活につながっていることを再認識した。
- 新たなビジョンに策定にあたっては、まず市が産業における目標と現状の課題を整理し、その裏付けをアンケートやヒアリングなどの結果から取っていくことが必要ではないか。

## ① 民間調査会社等が実施したアンケート結果の分析

検討過程において、中小企業の動向を把握するため、中小企業庁が公表している「中小企業白書・小規模企業白書」や株式会社東京商工リサーチが実施した各種調査の結果を参考しました。本提言において特に参照した項目は以下のとおりです。

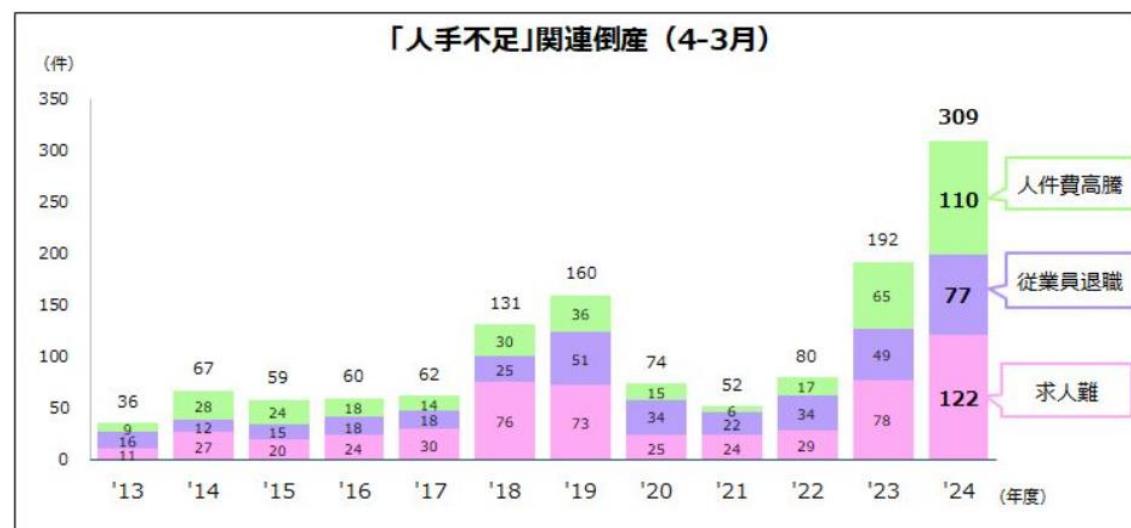
※各グラフは当該調査結果及び公表データより引用。

### ア 賃金・賃上げの動向〈中小企業庁【中小企業白書・小規模企業白書 R7.4 公表〉



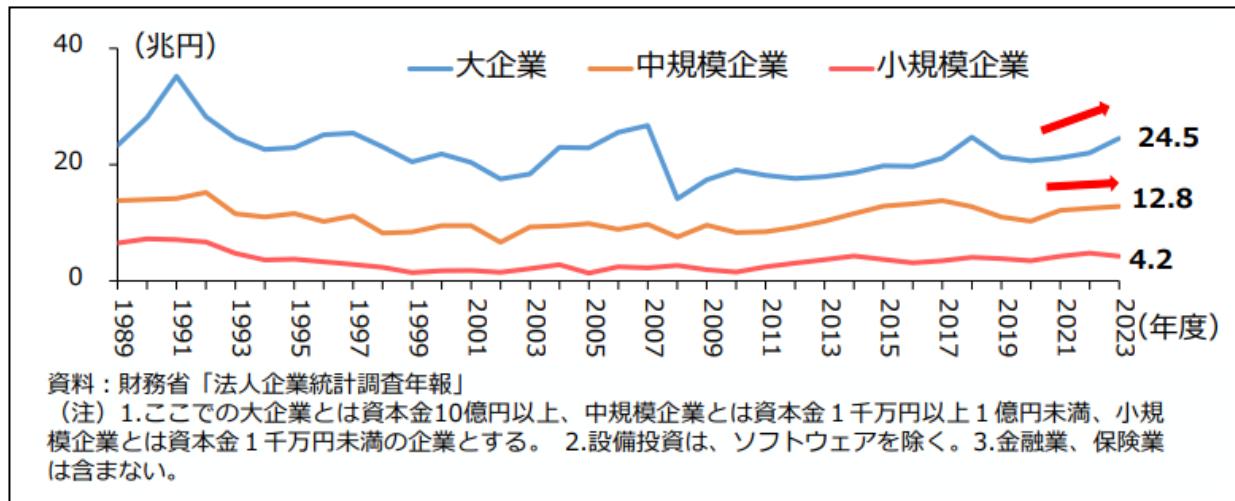
近年、中小企業単独でも高水準の賃上げが実現している一方、大企業との賃上げ率の差は拡大しています。今後も大企業の水準のついていけなければ人材の流出を招く可能性があります。

### イ 人手不足の動向〈(株)東京商工リサーチ R7.4 公表〉



令和6年度における人手不足に関連した倒産は前年度の1.6倍に達し、資本金1千万円未満が65%を占め小規模企業の苦境が表れています。物価や借入金利の上昇で経営体力が脆弱な企業ほど資金の余裕が乏しくなっています。人手不足解消には賃上げの有無も問われるため、小規模企業の人手不足関連の倒産は高水準をたどることが予測されます。

#### ウ 設備投資の動向 〈中小企業庁【中小企業白書・小規模企業白書 R7.4 公表〉



中小企業・小規模企業の設備投資額は、大企業と比較して低い水準で推移しています。物価・金利・人件費の上昇と構造的な人手不足に直面する現状の中で、一人あたりの業務効率化と付加価値の向上を加速させるため設備投資を推進する施策が求められます。

#### エ 法人設立の動向 〈(株)東京商工リサーチ R7.5 公表〉



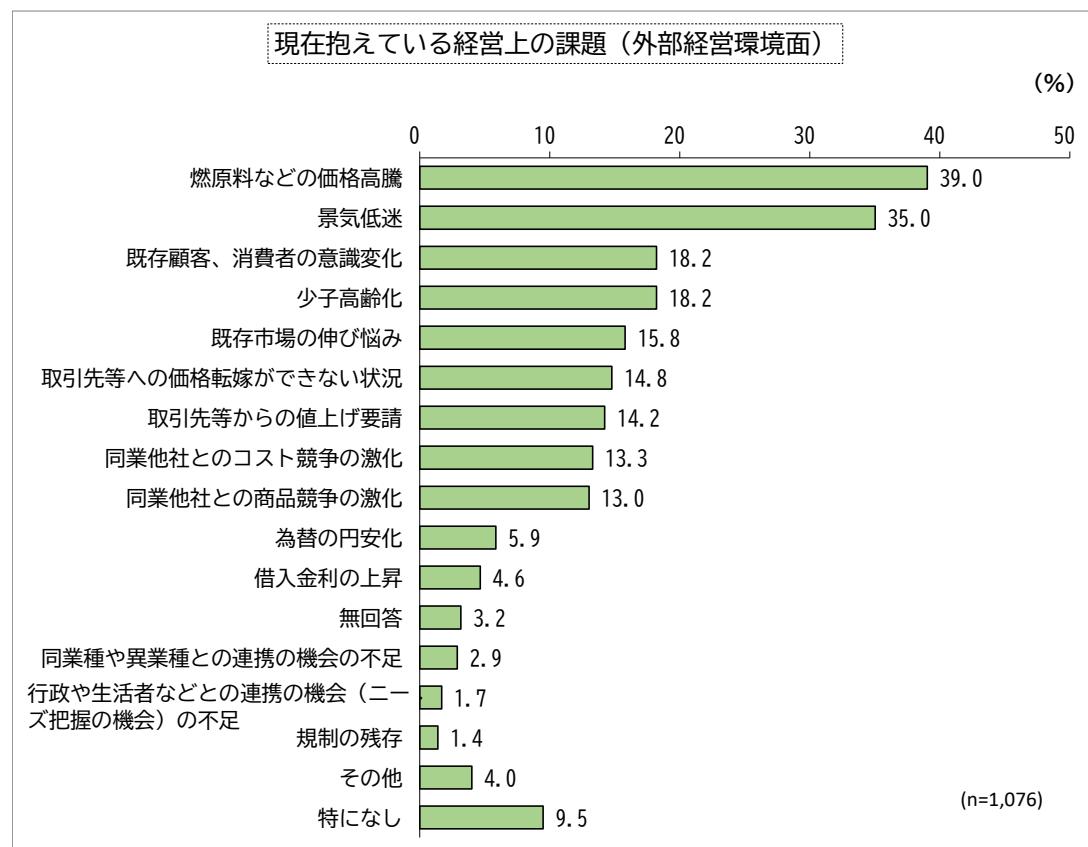
コロナ禍を経て新設法人数が増加しています。国や自治体、金融機関等による起業・創業やスタートアップへの支援の取組みが一定の効果を上げていると推測されます。時代の変化に対応できず倒産や休廃業した企業の経営者や従業員の起業（再チャレンジ）への支援も必要です。地元での新たな雇用の創出も見込まれる起業・創業を支援する施策の必要性は高いといえます。

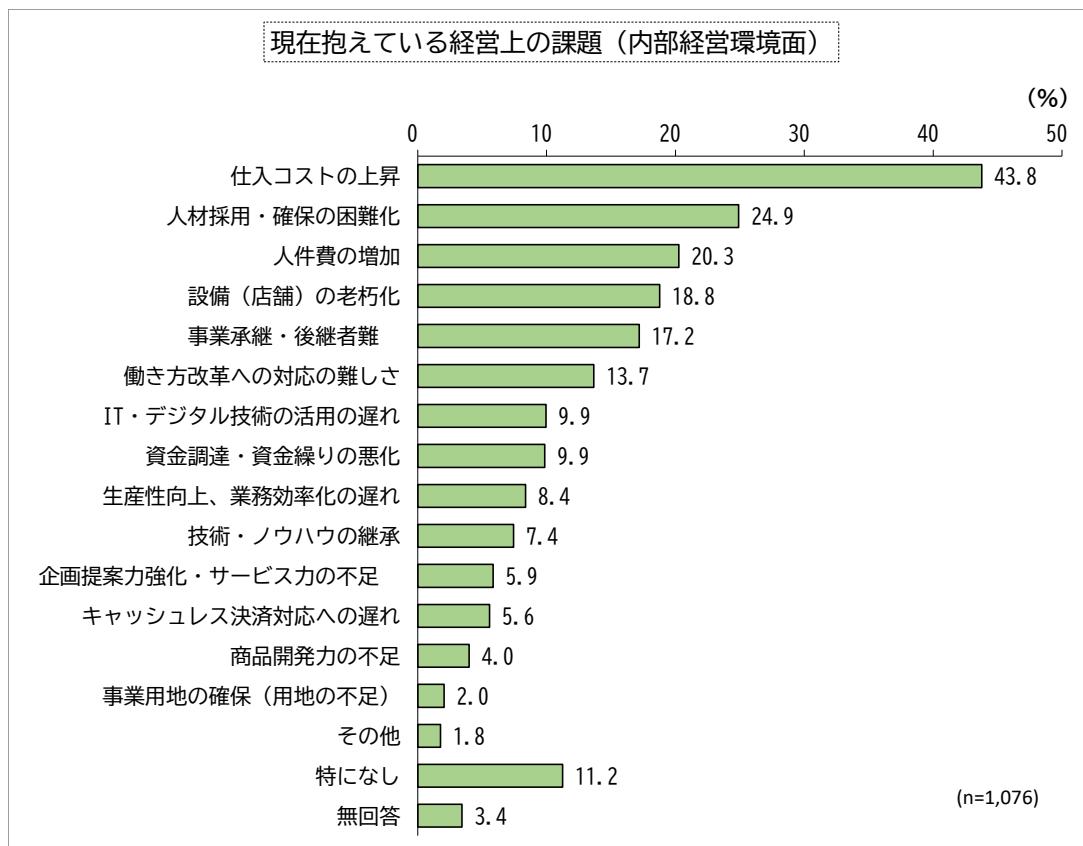
## ② 市が独自に実施した事業者アンケート結果

検討過程において、市が独自に実施した事業者アンケートの調査結果も参照しました。本データは、市が令和6年度に実施した第2次上尾市産業振興ビジョン策定に係る事業者（農業者を含む）アンケートの結果によるもので、実態に即した施策を検討するために活用できるデータとして有効といえます。

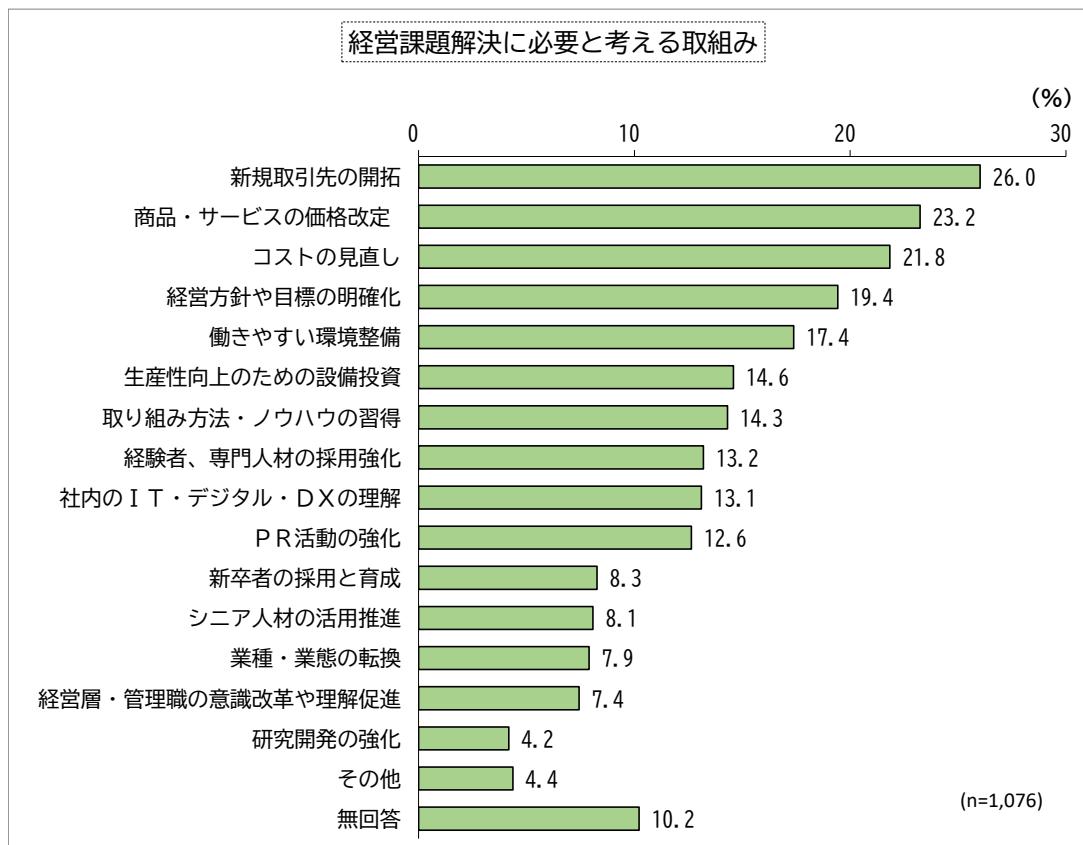
※有効回答数 商・工業者：1,076件 農業者：73件

### ア 現在抱えている経営上の課題は何ですか？（商・工業者）





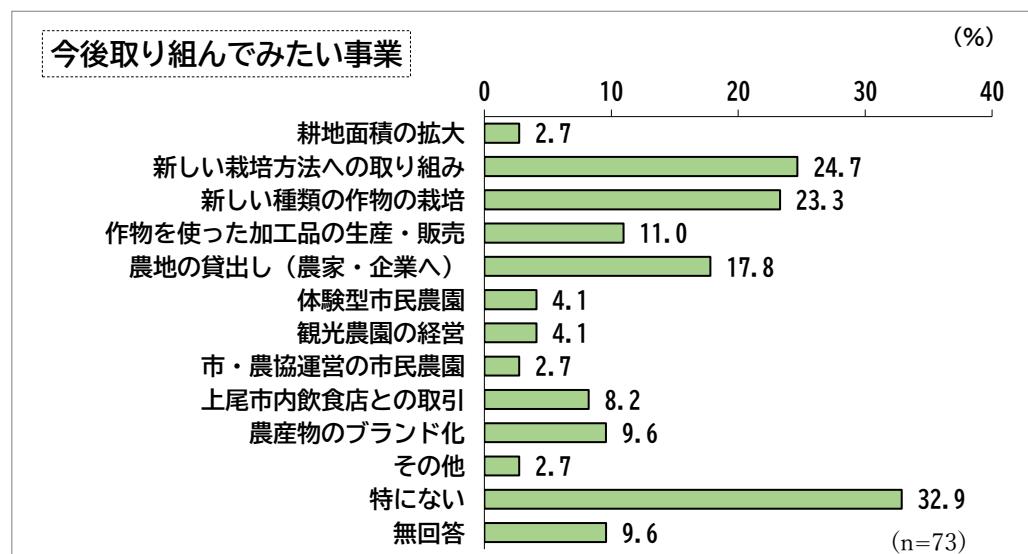
#### イ 経営課題解決に必要と考える取組みは何ですか？（商・工業者）



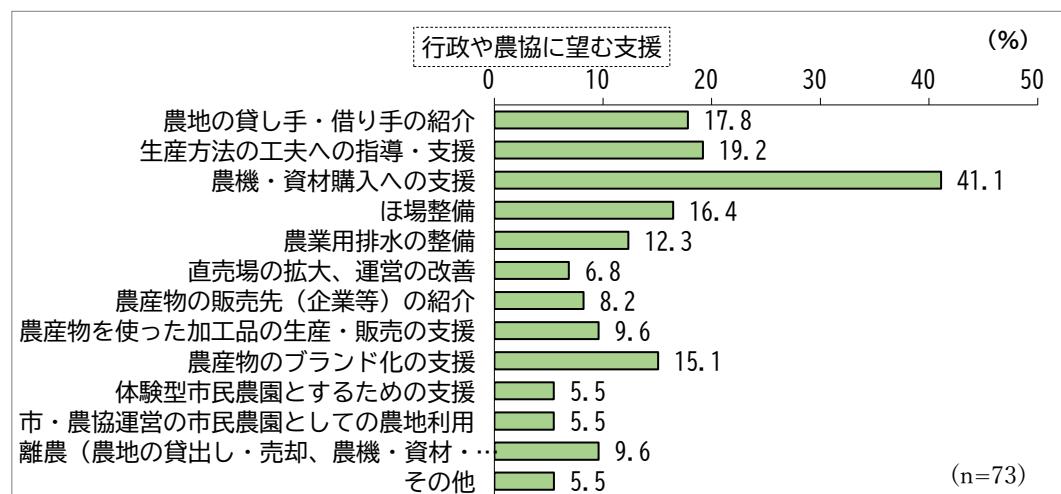
原材料やエネルギー価格、仕入れコストや人件費の高騰を課題としている事業者が多く、様々なコストアップ要因が中小企業・小規模企業の経営の大きな課題となっていることがわかります。また、人材採用・困難化や設備（店舗）の老朽化も経営に影響を与えていることがわかります。

経営課題の解決のため、関係機関が連携し、知識や技術の面と資金面での両輪の支援が引き続き必要です。

#### ウ 今後取り組んでみたい事業は何ですか？（農業者）



#### エ 行政や農協に望む支援は何ですか？（農業者）



新たな栽培方法への取組みや新しい種類の作物の栽培、農産物のブランド化など、新たなチャレンジへの意欲が高いことがわかる一方で、特ないとの回答も多いことから、チャレンジを支援する施策の展開と成功例などの事業モデルを提示することが必要です。また、農機や資材の高騰から資金面での支援も求められています。

### ③ 国・県等の施策との整合性と差別化

市を含めた各機関が効果的に支援を実施するためには、方向性の一致を図る必要があるため、国・県等の支援策に着目しました。また、市が独自の支援を検討する場合、各機関が実施する施策の内容とターゲットの重複を避けることで、すべての事業者に対して必要な支援策を講じることも可能となります。

すでに実行した（又は実行している）主な施策の性質をまとめると、図3・4に示した分布となります。黄色の領域は国・県の施策を、緑色の領域は市の施策をそれぞれ表します。

このように図で表すと、市が実施している施策には、事業の継続・下支えを図るもののか、販路拡大や生産性の向上などに係る事業者の積極的な取組への支援や専門家による伴走型支援（中小企業サポートセンター）もあり、過度な重複もなく、広く事業者に対する支援が行き届いていることがわかります。

図3 各種支援策のマトリクス（令和6年度 実施施策）

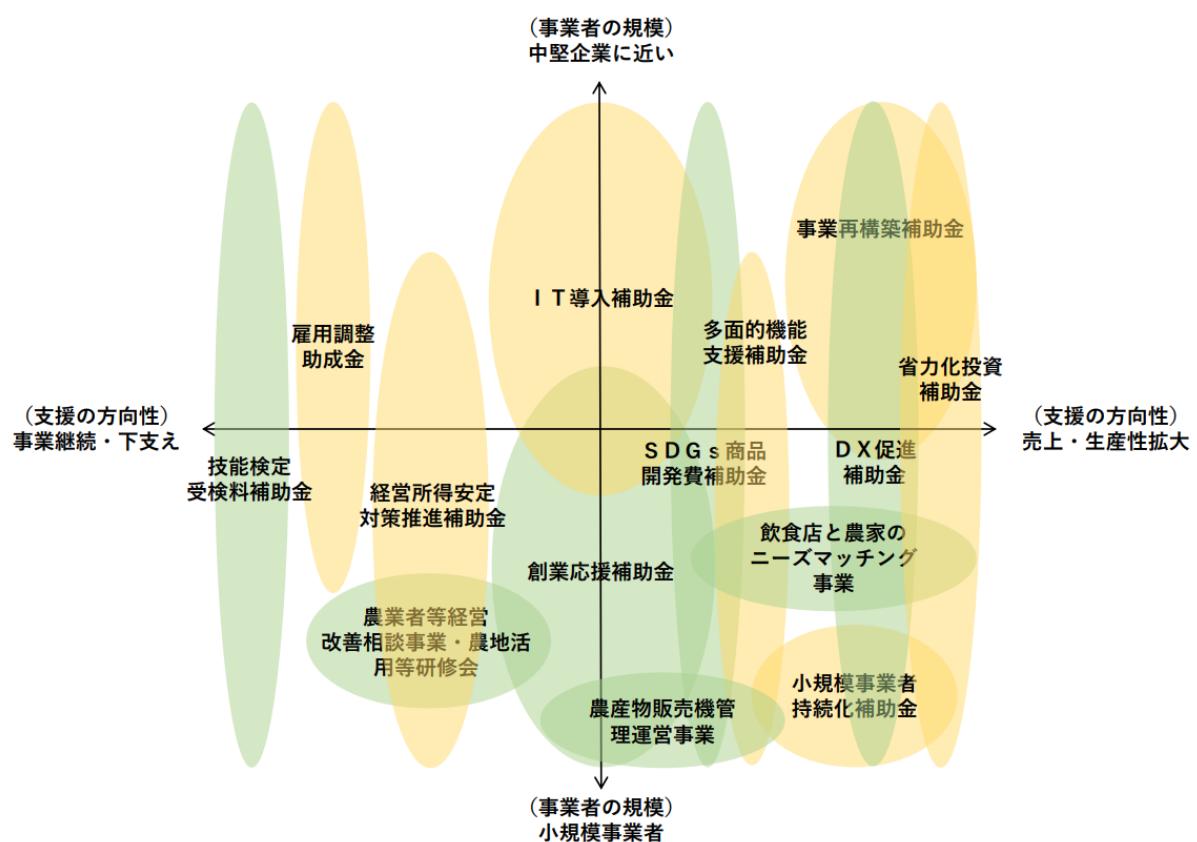
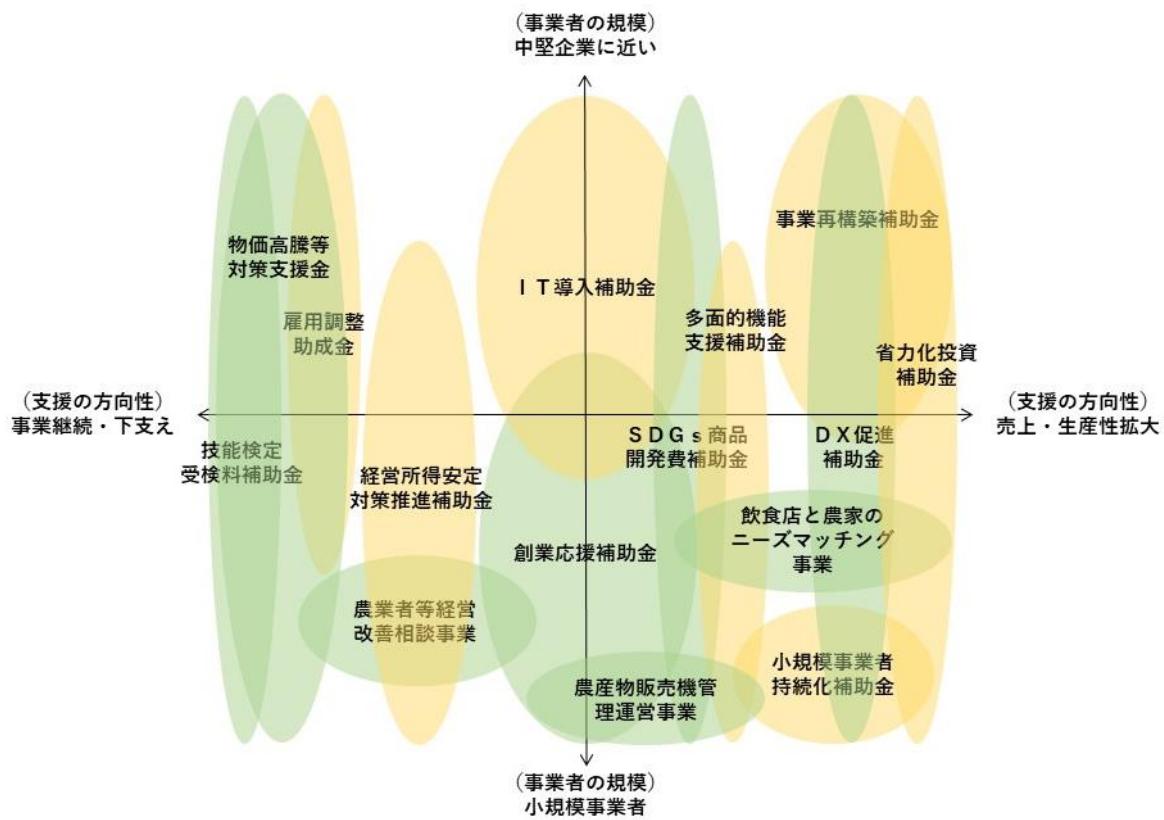


図4 各種支援策のマトリクス（令和7年度 実施施策）



## 4 令和6～7年度に実施した（している）施策

### （1）令和6年度に実施した施策と委員の意見

中小企業サポートセンターでは、専門家による「知識の支援」と、補助金申請や融資に係る「資金の支援」を実施しています。

事業継続や経営力強化に積極的に取り組む事業者への支援や販路開拓の支援、SDGs に積極的に取り組む事業者への支援など、事業の持続・成長・発展に向けた事業に取り組みました。

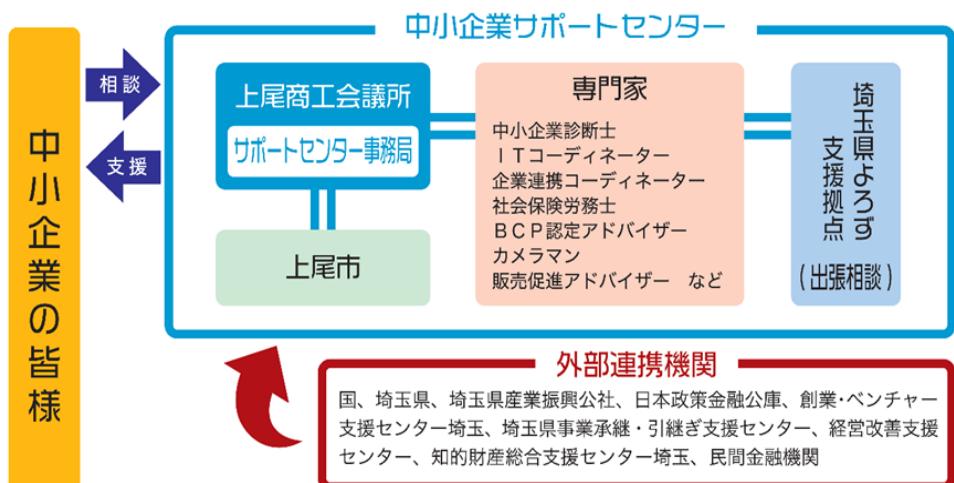
また、センターには、前年度と比較し、販売促進に向けた IT 活用や創業について多くの相談が寄せられました。

#### ① 中小企業サポートセンター

概要 事業者の経営課題に対し、専門家が訪問して無料で相談に応じる支援拠点を上尾商工会議所内に設置。課題の発見から解決策の提案、改善活動まで、寄り添いながら徹底的なサポートを実施（図5）。

実績 支援(派遣)件数 合計238件（よろず支援拠点の相談件数を含む）  
(内訳) 経営総合相談 105件  
IT活用相談 57件  
現場改善相談 1件  
労務相談 9件  
BCP相談 0件  
販売促進相談 48件  
創業・企業相談 18件

図5 連携体制図



## ② SDGs商品開発費補助金

- 概要 SDGsに掲げられた17の達成目標のうち、各々の事業者に適した目標を2つ達成することを要件として、地域経済の活性化を図るとともに、SDGsの目標達成に寄与する新たな商品やサービスの開発を支援するもの。
- 申請期間 令和6年6月3日～12月27日  
補助率 1／2（最大50万円）
- 実績 2件 <交付総額：776,000円>

## ③ DX促進補助金

- 概要 デジタル技術を導入し、業務の効率化や生産性の向上に向けた先駆的な取組を行う事業者を支援するもの。
- 申請期間 令和6年6月3日～12月27日  
補助率 1／2（最大25万円）
- 実績 14件 <交付総額：2,271,000円>

## ④ 創業応援補助金

- 概要 市内で新たに創業する者又は第二創業を行う者に対し創業に係る経費の一部を補助するもの。
- 申請期間：令和6年6月3日～12月27日  
補助率：1／2（最大20万円）
- 実績 3件 <交付総額：453,000円>

## ⑤ 技能検定受検料補助金【新規】

- 概要 技能士を育成することにより技術の継承と後継者不足への対応を図り、事業活動の維持と持続的な発展を目指す事業者に対し検定受検料の一部を補助するもの。
- 申請期間 令和6年6月3日～令和7年3月21日  
補助率：1／2（最大2万円）
- 実績 4件 <交付総額：39,500円>

## ⑥ 飲食店と農家のニーズマッチング事業【新規】

- 概要 「地元の食材を利用したい地元飲食店」と「地元飲食店に農作物を利用してもらいたい農家」のニーズをマッチングさせ、地産地消の促進と新たな商品開発を目指すもの。
- 実績 飲食店290店舗、農家117名に活用に関するアンケートを実施し、飲食店25店舗、農業者11名から活用希望あり。うち、キウイフルーツ活用希望飲食店とキウイ農家とのマッチングを実施し2件成立。

## ⑦ AR スタンプラー事業【新規】

概要 駅周辺の商店や歴史スポット等に AR スポットを設置し、人の回遊性を高めるとともに人流の創出を図る。

実績 令和6年10月より計3回に分け実施し、延べ約2,200人がコンテンツを利用した。

## ⑧ 新規就農者経営支援補助金

概要 18～59歳の新規就農者に対し、農業経営に必要な経費（賃借料、種苗費、農具費等）に充てる費用を補助するもの。

補助率 月額5万円×12か月（60万円）

実績 3件 <交付総額：1,515,917円>

## ⑨ 新規就農者農業機械等導入支援補助金

概要 18～59歳の新規就農者に対し、農業用施設、農業用機械、農業用資材の購入費の一部を補助するもの。

補助率 購入経費の1／2（上限100万円 ※中古品は50万円）

申請実績 3件 <交付総額：2,181,000円>

## ⑩ 農業者等経営改善相談業務【新規】

概要 市内で就農する者を対象に専門員を配置し、営農継続における諸課題の相談に応じるもの。

実績 3件

## ⑪ 農地活用等研修会【新規】

概要 地域の農業、農用地の活性のため、将来的な農地活用の方法など「地域計画」策定に向けた外部講師による研修。

実績 「農地活用セミナー講演会」令和6年8月実施

## ⑫ 新規就農等相談業務【新規】

概要 新規就農者を対象に技術・営農指導、新規就農に係る課題全般の相談支援を行うもの。

実績 新規就農者3名

## ⑬ 新規就農者経営開始補助金【新規】

概要 国の補助制度を活用し、新規就農者に対して農業経営を始めてから経営が安定するまでの間、年間最大150万円×最長3年間補助するもの。

実績 1件 <交付額：750,000円> ※6か月分

#### **(14) 農産物販売機管理運営事業【新規】**

概要 新規就農者等の販売促進、営農の効率化、広く上尾産農産物の周知に向け、農産物の自動販売機を導入し、安定した販路と農産物の認知度向上を図るもの。

実績 1基 ※上尾市役所本庁舎

【施策に関する委員・オブザーバーから意見】

- AR スタンプラリーのようなデジタル技術を活用したイベントを実施する際は、高齢者も支障なく操作し参加できるようITリテラシーを高めるソフト面のサポートも必要となる。
- 農産物とのマッチングについて、飲食店に限らずお菓子や加工品として活用を希望している事業者もいるのではないか。マッチングの対象を広げてみてはどうか。

## **(2) 令和7年度に実施している施策と委員の意見**

令和6年度の提言を受け、事業者の持続的発展と新たなチャレンジのための施策が実施されています。DX・SDGs 促進や創業支援、技能検定に係る補助は継続とともに、就農支援のさらなる充実と中心市街地のにぎわい創出を図るため、就農に係る補助事業の継続のほか、販路拡大とにぎわい創出に向け、飲食店と農家のマッチングを拡大させることができます。

#### **(1) 中小企業サポートセンター【継続】**

概要 中小・小規模事業者が抱える経営課題の解決に向けて、関係機関との連携を強化し、専門家による「知識の支援」と補助金申請や融資に係る「資金の支援」の両輪でサポートする。

#### **(2) SDGs商品開発費補助金【継続】**

概要 SDGsに掲げられた、17の達成の目標のうち、各事業者に適した目標を2つ達成することを要件として、地域経済の活性化を図るとともに、SDGsの目標達成に寄与する新たな商品やサービスの開発を支援する。

申請期間：令和7年6月2日～12月26日

補助率：1／2（最大50万円）※予算総額100万円（2件分）

### ③ DX促進補助金【継続】

概要 デジタル技術を導入し、業務の効率化や生産性の向上に向けた先駆的な取組を行う事業者を支援する。

申請期間：令和7年6月2日～12月26日

補助率：1／2（最大25万円） ※予算総額250万円（10件分）

### ④ 創業応援補助金【継続】

概要 第二創業や事業承継、店舗を構えない開業など、創業者の多様なニーズに応えるため創業者を支援する。

申請期間：令和7年6月2日～12月26日

補助率：1／2（最大20万円） ※予算総額160万円（8件分）

### ⑤ 技能検定受検料補助金【継続】

概要 後継者不足や技術の継承、専門人材の育成を支援するため、従業員に技能検定を受検させた事業者を支援する。

申請期間：令和7年6月2日～令和8年3月23日

補助率：1／2（最大2万円） ※予算総額40万円（20件分）

### ⑥ 飲食店と農家のニーズマッチング事業【継続】

概要 「地元の食材を利用したい地元飲食店」と「地元飲食店に農作物を利用してもらいたい農家」のニーズをマッチングさせるためマッチングミーティングを開催し、新たな商品開発を目指す。

### ⑦ ARスタンプラリー事業【継続】

概要 上尾駅を中心とした市街地の活性化を図るため、駅周辺の飲食店や神社・仏閣などのランドマークにARスポットを設置し、スタンプラリー形式で人の回遊性を高めるもの。スタンプ数により景品を提供する。

### ⑧ 中小・小規模事業者物価高騰等対策支援事業【新規】

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

概要 物価高騰により、事業活動に影響を受けている市内中小・小規模事業者に対し、事業継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付するもの。

申請期間：令和7年2月17日～4月30日

法人：一律7万円、個人：一律3万5千円

## ⑨ 新規就農者経営支援補助金【継続】

概要 18～59歳の新規就農者に対し、農業経営に必要な経費（賃借料、種苗費、農具費等）に充てる費用を補助する。  
補助額：月額5万円×12か月（60万円）

## ⑩ 新規就農者農業機械等導入支援補助金【継続】

概要 18～59歳の新規就農者に対し、農業用施設、農業用機械、農業用資材の購入費の一部を補助するもの。  
補助額：購入経費の1／2（上限100万円 ※中古品は50万円）

## ⑪ 農業者等経営改善相談業務【継続】

概要 市内で就農する者を対象に、営農継続における諸課題について専門家が相談に応じるもの。

## ⑫ 新規就農等相談業務【継続】

概要 新規就農者を対象に技術・営農指導、新規就農に係る課題全般の相談支援を行うもの。

## ⑬ 新規就農者経営開始補助金【継続】

概要 国の補助制度を活用し、新規就農者に対して農業経営を始めてから経営が安定するまでの間、年間最大150万円×最長3年間補助するもの。

## ⑭ 農産物販売機管理運営事業【継続】

概要 新規就農者等の販売促進、営農効率化、広く上尾産農産物の周知に向け、農産物の自動販売機を活用し安定した販路と農産物の認知度向上を図る。

## ⑮ 農業者物価高騰等対策支援事業【新規】

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

概要 燃油や農業用資材、肥料等の価格高騰により、営農活動に影響を受けている市内農業者に対し、営農継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付するもの。一律7万円

【施策に関する委員・オブザーバーから意見】

- 販売促進の方策としてDX化の推進は重要である。その重要性を啓発し、サポート体制を整えることが求められる。業種を問わずDXを活用していくなければならない時代となっている。
- 新規就農者が経済的に持続していくような支援を継続していくことは非常に重要である。

## 5 第2次上尾市産業振興ビジョン策定に向けて

ここまで、「令和7年度の提言」と「提言に至る検討過程」、「分野別施策」を述べ、令和8年度以降の産業振興に係る方向性を提案しましたが、最後に「第2次上尾市産業振興ビジョン」策定について、これまでの協議・検討の経緯と今後の展望を示し、提言書の結びとします。

市の産業振興の指針である「上尾市産業振興ビジョン」は、策定から11年が経過しました。当会議では、令和5年度より次期ビジョンの策定に向け協議を進めてまいりました。

令和5年度は、現行ビジョンにおける各施策の進捗をもとに、事業の効果や未実施事業の理由などを事務局にて精査のうえ、施策の体系や各個別事業の展開がビジョンの実現に寄与するものであったか、また、各施策が本市の産業に係る課題に対するアプローチとして妥当であったかの観点から評価・検証を行いました。結果は多く事業でビジョンへの寄与度は高く、課題に対するアプローチの方向性としても妥当であったことに加え、次期ビジョンにおいても引き継ぐ事業は多いという結果でした。

昨年度の令和6年度は、各産業分野の課題の整理や、次期ビジョンにおける計画期間、推進体制、ビジョンの体系、成果指標などについて協議しました。また、事業者アンケート・ヒアリングの内容や本市の産業における強み・弱みや重要課題の抽出方法について検討しました。

今年度は、目指すべき姿（将来像）やビジョンの体系骨子、盛り込むべき新たな施策等について協議しています。

市の未来、そして豊かな市民生活の実現に向け、各種施策のさらなる発展と新たな取組の提案などについて、引き続き積極的に議論を重ねていきたいと思います。

# 參考資料

# 上尾市産業振興会議設置要綱

平成26年6月30日市長決裁

## (設置)

第1条 市内産業の発展が、地域経済の活性化及び産業競争力の強化並びに新たなまちの魅力の創出に寄与することに鑑み、市民、事業者、産業関連団体及び市が一体となって産業振興のための施策を推進するため、上尾市産業振興会議(以下「産業振興会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 産業振興会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 産業振興に関する基本的施策に関すること。
- (2) その他産業振興の推進に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 産業振興会議は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 商業、工業、農業、観光その他の産業に関する事業又は業務に従事している者 6人以内
- (3) 金融機関を代表する者 2人
- (4) 産業を支援する機関を代表する者 2人以内
- (5) 市民で構成される団体を代表する者 2人以内
- (6) 公募による市民 2人以内
- (7) 関係行政機関の職員 2人以内
- (8) 市職員 2人以内

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

## (会長及び副会長)

第5条 産業振興会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、産業振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 産業振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 産業振興会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の会議への出席等)

第7条 産業振興会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞くことができる。

## (専門部会)

第8条 専門的な見地から検討を行うため、産業振興会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

- 3 専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会を構成する委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門部会長は、会長から要求があったときは、専門部会における調査検討の状況を産業振興会議に報告するものとする。
- 5 第5条第2項の規定は専門部会長について、第6条第1項及び前条の規定は専門部会の会議について準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。  
(報告)

第9条 会長は、必要に応じ、産業振興会議における検討の状況を市長に報告するものとする。

(謝金)

第10条 市は、委員(第3条第2項第8号に掲げる委員を除く。)に対し、産業振興会議の会議及び専門部会の会議に出席した日数に応じて、予算の範囲内で謝金を支給する。  
(庶務)

第11条 産業振興会議の庶務は、環境経済部商工課及び同部農政課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、産業振興会議の運営に関し必要な事項は、産業振興会議が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成26年10月20日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。  
(適用区分)
- 2 改正後の第10条の規定は、上尾市産業振興会議設置要綱の施行の日以後に開いた専門部会の会議から適用する。

附 則(平成28年3月29日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成30年3月26日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年2月13日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に上尾市産業振興会議の委員である者の任期は、この要綱による改正後の上尾市産業振興会議設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則(令和4年3月14日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日市長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

## 令和6～7年度上尾市産業振興会議の経過

会議名	開催日	議題
第1回 全体会議	R6.5.15	(1) 令和6年度提言（案）と令和7年度施策の検討について (2) 今後のスケジュールと協議事項について
第2回 全体会議	R6.7.24	(1) 令和6年度提言書（案）について (2) 第2次上尾市産業振興ビジョンについて
第3回 全体会議	R6.11.27	(1) 令和6年度提言書に基づく施策について (2) 令和7年度提言書の方向性について (3) 第2次上尾市産業振興ビジョン策定に係る事業者アンケートについて
第4回 全体会議	R7.3.25	(1) 令和6～7年度の産業振興施策について (2) 令和7年度提言書のアウトラインについて (3) 第2次上尾市産業振興ビジョンの策定について
第1回 全体会議	R7.6.27	(1) 令和7年度提言（案）と令和8年度施策の検討について (2) 第2次上尾市産業振興ビジョンの策定について (3) 今後のスケジュールと協議事項について
第2回 全体会議	R7.8.6	(1) 令和7年度提言書（案）について (2) 第2次上尾市産業振興ビジョンの策定について

## 上尾市産業振興会議委員名簿

事務局：環境経済部商工課、農政課

区 分	氏 名	役 職 等	任期
1 学識経験者	かわとう よしひこ 河藤 佳彦	専修大学経済学部 教授	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
2 産業関係者（工業）	いいだ ひろゆき 飯田 裕之	上尾商工会議所 副会頭	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
3 //	おおさわ てつや 大澤 哲也	上尾ものつくり協同組合 副理事長	令和7年6月1日～ 令和8年3月31日
4 産業関係者（商業）	おおき やすじ 大木 保司	上尾商店街連合会 会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
5 //	まつもと たけし 松本 猛	アリオ上尾 営業販促マネージャー	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
6 産業関係者（農業）	まつむら みのる 松村 稔	さいたま農業協同組合 北部営農経済課長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
7 //	かんだ あけみ 神田 明美	上尾市農業女性連絡協議会 副会長	令和6年11月1日～ 令和8年3月31日
8 金融関係者	ふくおか だいすけ 福岡 大介	埼玉りそな銀行 上尾支店長	令和7年6月1日～ 令和8年3月31日
9 //	いがらし やすゆき 五十嵐 康行	埼玉縣信用金庫 上尾支店長	令和7年3月1日～ 令和8年3月31日
10 産業支援機関	いのうえ かつのり 井上 克典	上尾商工会議所 総務委員長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
11 //	たかの まさのり 高野 正則	埼玉県産業振興公社 創業・取引支援部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
12 市民構成団体	あんどう ゆみ 安藤 由美	上尾市消費者団体連絡会 会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
13 //	まつもと ひろこ 松本 弘子	女性フォーラムあげお 副会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
14 市民（公募）	いちくら いくえ 市倉 育江	市民	令和6年11月1日～ 令和8年3月31日
15 関係行政機関	こうぶつ まさあき 幸物 正晃	関東経済産業局 地域振興課長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
16 //	さかた なおと 坂田 直人	埼玉県県央地域振興センター 所長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日
17 市職員	ふじた さとる 藤田 悟	環境経済部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日



上 尾 市 產 業 振 興 會 議